⑶　事業計画の合理性

本件事業は、当別川の氾濫による浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水及び水道用水を安定的に供給することを目的として、堤高52m、総貯水容量74,500,000㎥の台形ＣＳＧダムの建設工事を施行するものである。

本件事業の事業計画は、⑴で述べた洪水調節及び流水の正常な機能の維持のために必要な流量並びにかんがい用水及び水道用水の需要水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第73条第４号に規定する国土交通大臣の認定を受けていることなどから、施設の構造についても合理的と認められる。

なお、本件事業のダムサイトの位置については、地形及び地質条件から、ダム建設が可能かつ必要な貯水容量を確保できる位置として、川崎サイト案、中山の沢サイト案、八万坪サイト案及び申請案である十万坪サイト案の４案について検討が行われている。申請案は他の３案に比較して、基礎岩盤の地質条件で川崎サイト案にやや劣るものの、施行性では大きな差はなく、湛水面積、堤体規模及び水没家屋数が最小であり、自然環境に与える影響や社会的影響が最も小さいうえ、経済性にも優れていることから、最も合理的と認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、当別川は、過去に何度も豪雨による浸水被害が発生していること、しばしば渇水に見舞われ、かんがい用水の安定的な取水等に影響を及ぼしていること、当別町及び石狩市では現在でも水道用水の水源が不足していること、札幌市では今後水道用水の水源が不足することが見込まれていること、石狩市及び小樽市の石狩湾新港地区では地下水利用による地盤沈下等の問題があることなどから、当別川流域の浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水及び水道用水の安定的な供給のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、石狩支庁管内の自治体の長からなる北海道石狩地方開発促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道石狩郡当別町役場

公　告

諸　事　項

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２１年（へ）第１９２号

東京都千代田区神田佐久間町２丁目３番地
申立人　株式会社ラインコーポレーション
代表者代表取締役　森田　勝利
申立人代理人弁護士　阿久津真也
権利を争う旨の申述の終期　平成22年２月15日
平成21年10月22日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ70842
金額　1,000,000円
支払期日　平成21年10月10日
支払地　東京都文京区
支払場所　朝日信用金庫湯島支店
振出日　平成21年６月10日
振出地　東京都文京区
振出人　大能建設株式会社　代表取締役　天白泰司
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第２００号

東京都港区芝４丁目５番12号
申立人　新日本トレーデイング株式会社
代表者代表取締役　金城　茂男
申立人代理人弁護士　上野　　至
権利を争う旨の申述の終期　平成22年２月15日
平成21年10月22日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　４通
⑴小切手番号　ＢＬ00096
金額　3,000,000円
支払人　株式会社りそな銀行五反田支店
支払地　東京都品川区
振出日　白地
振出地　東京都品川区
振出人　新日本トレーデイング株式会社　代表取締役　村田　省一
最終所持人　申立人
⑵小切手番号　ＢＬ00098
金額　8,000,000円
⑶小切手番号　ＢＬ00099
金額　1,000,000円
⑷小切手番号　ＢＬ00100
金額　600,000円
⑵⑶⑷の小切手の支払人、支払地、振出日、振出地、振出人、最終所持人は⑴の小切手の記載に同じ

平成２１年（へ）第２０１号

愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字宮前１番地
申立人　葛利毛織工業株式会社
代表者代表取締役　葛谷　幸男
権利を争う旨の申述の終期　平成22年２月15日
平成21年10月22日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＢ227139
金額　688,636円
支払期日　平成21年12月17日
支払地　東京都豊島区
支払場所　株式会社みずほ銀行池袋支店
振出日　平成21年７月15日
振出地　東京都豊島区
振出人　花菱縫製株式会社　代表取締役　竹内猛
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第２０３号

千葉県柏市花野井712番地の12
申立人　三国運輸株式会社
代表者代表取締役　仲村　國男
権利を争う旨の申述の終期　平成22年２月15日
平成21年10月22日　東京簡易裁判所